

※推定年収及び国の利用者負担の額を参考に併記しています。

資料6

【改正後 別表1】

1号認定を受けた子どもの利用者負担(保育料)改正案

階層定義		推定年収	利用者負担	
			国	流山市
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)		—	0円	0円
市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)		~270万円	9,100円	7,500円
市町村民税の所得割課税額	77,100円 以下	~360万円	16,100円	14,500円
	211,200円 以下	~680万円	20,500円	18,900円
	211,201円 以上	680万円~	25,700円	24,100円

注1 幼稚園年少から、小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に、2人目は上記の半額、3人目以降については0円とします。

注2 現時点で、流山市内の公立及び私立幼稚園において、上記の保育料を適用する予定はありません。